

議 第 27 号

平成30年 3月28日提出

熊本博物館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の
制定について

熊本博物館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように
定める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本博物館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本博物館条例の一部を改正する条例（平成26年条例第26号）第2条の規定の
施行期日は、平成30年4月1日とする。

（提出理由）

熊本博物館条例の一部を改正する条例（平成26年条例第26号）第2条に定め
る施行期日について規則で定める必要があることから、熊本市教育委員会教育長事
務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号に基づき、議決を求める
ものである。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 第 26 号

平成26年3月25日

熊本博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本博物館条例の一部を改正する条例

第1条 熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、プラネタリウム又は特別展示室の観覧等のみをする者については、この限りでない。

第2条 熊本博物館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

昭和 28 年 11 月 7 日

条例第 61 号

(入場料等)

第 2 条 熊本博物館本館を利用する者(以下「入場者」という。)は、別表第 2 に定める入場料を前納しなければならない。ただし、プラネタリウム又は特別展示室の観覧等のみをする者については、この限りでない。

- 2 入場者でプラネタリウムを観覧するものは、別表第 2 に定めるプラネタリウム観覧料を前納しなければならない。
- 3 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては 1 年間限り通用する年間入場券を発行することができる。
- 4 前項の年間入場券の発行を受ける者は、別表第 2 に定める入場料を前納しなければならない。
- 5 既納の入場料及びプラネタリウム観覧料(以下「入場料等」という。)は、還付しない。ただし、管理上の必要により、又は天災地変その他不可抗力の事由により熊本博物館本館の利用ができない場合は、この限りでない。
- 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、入場料等を減免することができる。